

定期利用団体の登録について

さいたま文学館では、設置目的である県民の文学活動の拠点施設としての機能を十分に発揮するために、文学活動を行っている団体をあらかじめ登録し、その活動を支援させていただいております。

1 登録できる団体

- (1) さいたま文学館の施設を定期的に（年間6回以上）利用して、文学に関する研究、創作、読書会活動等の文学活動を継続して行う団体。
- (2) 構成員が主として埼玉県民である団体であること。
- (3) 団体活動が過去数年間継続されており、将来も続けていく団体、および、さいたま文学館が主催した講座の修了者を中心として設立した団体であること。
- (4) 規約に特別の定めがない限り、一般県民に門戸を開放している団体であること。
- (5) 活動の内容について情報公開ができる団体であること。
- (6) さいたま文学館の事業に協力ができる団体であること。

2 登録の期間

登録の期間は1年間とする。ただし、登録団体にふさわしい活動を行っている団体については、登録の期間を延長することができる。

3 登録の申込み

登録を希望する団体は、定期利用団体登録申請書に構成員名簿及び活動状況を示す事業概要等を添えて申請する。登録の申請の受付は、随時行うものとする。

4 登録団体の審査基準

- (1) 文学関係団体として、目的、組織等が明確であること。
- (2) 会員名簿があること。
- (3) 事業概要（予算、決算状況を含む）を作成していること。

5 登録団体の特典

- (1) 施設利用の予約を優先的にします。（8か月前の1日から）
- (2) 施設利用料金のポイント制度を利用できます。
- (3) 文学団体についての広報をします。
- (4) さいたま文学館の主催事業等についての情報を提供します。
- (5) 文学展示室の招待券を一定の枚数配布します。

令和8年7月2日

定期利用団体の登録について（補足説明）

- ◆ 1 「定期利用団体調査票」について
現在提出していただいている資料データをもとに作成しております。
内容を御確認いただき、訂正、変更等がありましたら、訂正箇所に赤字で二重線を引いていただき、変更事項を記入してください。

- ◆ 2 登録団体の期間について
令和8年度の登録は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までです。

- ◆ 3 登録関係書類の提出期限について
令和7年度の新規登録及び継続の書類提出は、令和8年5月24日までとなります。必要書類をさいたま文学館まで御提出ください。

- ◆ 4 登録団体の予約受付時間について
毎月1日については、9：00～窓口受付、9：30～仮予約電話受付開始と なり
ます。（通常は、来館・電話共に受付時間は9：00～17：00です。）

- ◆ 5 ポイントカードについて
講座室および研修室の利用に限り（文学ホール利用は対象外）、500円毎に 1ポイ
ント押印します。10ポイントで500円券として御利用いただけます。

- ◆ 6 広報について
 - ①「文学団体案内冊子」に団体の情報を掲載します（希望団体のみ）。
「文学団体PR冊子原稿」を提出していただければ、文学館が作成する
PR冊子に団体の情報を掲載します。（令和8年5月24日締切り）
PR冊子は館内に配置し、お問合せに応じてご紹介させていただきます。
 - ②自作のチラシを配架（補充）したい場合は、チラシを担当へお渡しください。
1階の専用ラックに配置します。1度に50枚までお預かりします。
 - ③年に一度、当館で活動する定期利用団体を紹介する「文学団体発表会」に参加できま
す。（希望団体のみ）

定期利用団体登録申請書

年 月 日

さいたま文学館長

団体名

代表者名

印

下記の書類を添え、さいたま文学館定期利用団体の登録を申請します。

記

- 1 文学関係団体調査票
- 2 構成員名簿（氏名のみのもの）
- 3 その他
 - （1）事業概要（予算・決算状況を含む）
 - （2）会則、規約等
 - （3）その他